

事務連絡
令和3年4月9日

各市町子ども・子育て支援事業主管課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底について（依頼）

本県は、4月5日「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

県内では、1日の新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染が急速に拡大しており、医療提供体制が非常に厳しい状況となっています。

感染拡大の防止には、個別の施設等での業種別ガイドライン等に基づいた対策が重要であり、従前からガイドライン等の遵守をお願いしているところです。

貴所管施設等における業種別ガイドライン等に基づく感染対策について、今一度徹底いただきますようお願いいたします。

記

○ 業種別ガイドライン等

- ・ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・ 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス対応関連情報

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」

○ 兵庫県知事からのメッセージ（4月9日）

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



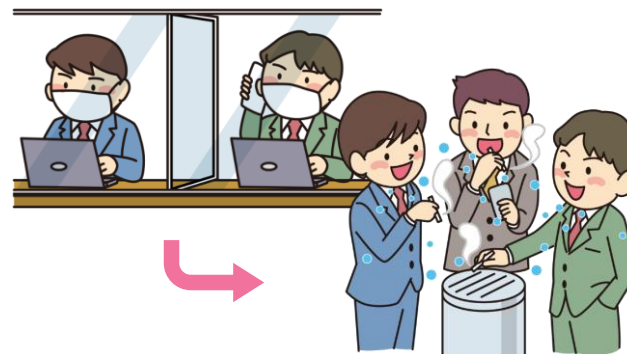
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



第4波危機！ 感染拡大防止緊急要請

兵庫県内の新規感染者数は増加の一途をたどり、1日の新規感染者数が一昨日は過去最多の328人、本日314人となるなど、第4波に入ったと言わざるを得ません。

それに伴い、重症病床使用率が70%を超えるなど、医療提供体制は逼迫しており、医師や看護師の懸命な努力が続いています。

若い人をはじめ県民の皆様には、危機的状況下における感染防止を我が事としてとらえ、責任ある行動をとってください。

1. 外出の自粛

県全域での不要不急の外出・移動を自粛してください。

特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来は自粛してください。

2. 営業時間の短縮

次の地域の飲食店等に営業時間短縮を要請しています。

対象地域では、時短要請に応じていない飲食店等のみだりに出入りしないでください。

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神北地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 中播磨地域 (姫路市、市川町、福崎町、神河町)
期間	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

3. 飲食店等での注意

(1) 座席配置の工夫又はアクリル板の設置、消毒液の設置等の感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛してください。

(2) 会食の際は、次のことを必ず守ってください。

- ・ 1グループ4人単位
- ・ 大人数・長時間の飲食は控える(2次会等に行かない)
- ・ 会話の際は、扇子(うちわ)やマスク等により、飛沫を防止

4. 感染対策の徹底

(1) 家庭内での感染が5割を超えています。会食など、感染リスクのある施設の利用後は、家族との接触に注意し、マスクや手洗いなど家庭内で「人にうつさない」行動をしてください。

(2) 職場や施設、学校等において、「マスクの着用」「手洗い・手指の消毒」「人と人との距離の確保」など、基本的な感染対策を徹底してください。

令和3年4月9日